

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認の申請書に添付する図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)には、省令第1条の3又は省令第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 建築物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合にあっては、工場及び危険物調書

(2) 建築物に浄化槽を設置する場合にあっては、浄化槽に関する調書

(3) 法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物にエレベーター若しくはエスカレーター(エレベーターにあっては、籠が住戸内のみを昇降するもの又は法第6条第1項第2号に規定する建築物(階数が3以上であるもの、延べ面積が500m²を超えるもの及び高さが16mを超えるものを除く。)に設けるものに限る。)、小荷物専用昇降機(政令第146条第1項第2号で定めるもののうち、法第6条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に設けるものを除く。)、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。)、排水、消火若しくは避雷の設備を設置する場合にあっては、これらの設備の設計図書

(4) 法第86条の7又は法第86条の9の規定により政令第137条の2から政令第137条の17までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合にあっては、不適格建築物調書

(5) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあっては、不適格特殊建築物調書

(6) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上の建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合(増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。)にあっては、特殊建築物等概要書

(7) がけ地(建築基準条例(昭和46年兵庫県条例第32号)第2条第1項に規定するがけ地をいう。)に建築物を建築しようとする場合にあっては、がけの上端又は下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び地盤の種類を示す図書

2 省令第1条の3第1項の表1(イ)項に定める図書に次に掲げる事項を付記するものとする。

(1) 敷地の辺長、敷地面積、建築面積及び延べ面積の計算並びに敷地の接する道路の種別(法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けたものである場合にあっては、その指定年月日及び指定番号)

(2) 建築物が接する地盤面に高低差が生じる場合にあっては、地盤面の計算
(平11規則27・平12規則18・平16規則16・平19規則34・平21規則7・平24規則1・平28規則25・令元規則1・令7規則9・一部改正)

第3条 削除

(平19規則34)

第4条 削除

(平16規則16)

(確認申請手数料等の免除)

第5条 三田市手数料条例(昭和51年三田市条例第11号。以下「手数料条例」という。)第3条第2項に規定する市長が特に必要と認めるものは、建築物が災害を受けたことにより建築物の建築又は大規模の修繕若しくは模様替(以下この条において「建築等」という。)をしようとする場合とする。

- 2 建築等をしようとする者は、手数料条例別表第62号から第72号までに規定する手数料(以下「確認申請手数料等」という。)の免除を受けることができる。
- 3 前項の規定により確認申請手数料等の免除を受けようとする者は、確認申請書等を提出する前に、確認申請手数料等免除申請書の正本及び副本に、市長又は市の消防機関の発行するり災の証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、確認申請手数料等の免除を認めるときは、その申請書の副本を当該申請者に通知するものとする。

(平16規則16・全改)

(公開による意見の聴取の請求)

第6条 法第9条第3項(法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合を含む。)又は法第9条第8項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)に規定する公開による意見の聴取の請求は、文書によって行わなければならない。

(平19規則34・一部改正)

(違反建築物の公告)

第7条 市長は、法第9条第13項の規定により標識を設置する場合は、建築基準法による命令の公告により公示するものとする。

(平16規則16・一部改正)

(特殊建築物等の定期報告)

第8条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当するもの(階数が2以下で当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物及び政令第16条第1項に規定する建築物を除く。)とし、省令第5条第1項の規定により市長が定める当該建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもので床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等、共同住宅(政令第16条第1項で規定する用途のものに限る。)又は寄宿舎(政令第16条第1項で規定する用途のものに限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
下宿、共同住宅(政令第16条第1項で規定する用途のものを除く。)又は寄宿舎(政令第16条第1項で規定する用途のものを除く。)	6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階	令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の

	以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	年を経過した年の6月から12月まで
博物館、美術館、図書館、ボート場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。次条第1項の表において同じ。)を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの	令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで
事務所その他これに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)	令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで

2 政令第16条第1項に規定する建築物の省令第5条第1項の規定により市長が定める当該建築物に係る報告の時期は、前項の表の左欄の用途に供する建築物については、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号(以下「定期調査告示」という。))第2の規定により市長が付加する定期調査等の項目(法第12条第2項に規定する点検にあっては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。)、方法及び結果の判定基準は、別表に掲げるとおりとする。

4 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図

5 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(平16規則16・平20規則13・平21規則7・平28規則25・令元規則1・令7規則15・一部改正)

(建築設備等の定期報告)

第9条 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物(階数が2以下で当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物を除く。)に設けた換気設備(法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項に規定する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。)を設けた換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条の規定により設置する排煙設備又は非常用の昇降機の乗降ロビーに設ける省令第129条の13の3第13項の排煙設備で、排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。)とする。

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもので床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの
病院、診療所(患者の収容施設がある)	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3

るものに限る。)、児童福祉施設等、共同住宅(政令第16条第1項で規定する用途のものに限る。)又は寄宿舍(政令第16条第1項で規定する用途のものに限る。)	階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの
事務所その他のこれに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)

- 2 省令第6条第1項又は第6条の2の第2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の第2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。
- (1) 政令第16条第3項第1号に規定する昇降機 法第7条第5項又は法第7条の2第5項(いずれも同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前から当該応ずる日の属する月まで
 - (2) 第1項に掲げるもの 6月から12月まで
 - (3) 政令第138条の3に規定する昇降機等 使用期間が連続して6箇月以内のものにあっては使用開始の日の属する月の前月、それ以外のものにあっては2月及び8月
 - (4) 政令第16条第3項第2号に掲げるもの 6月から12月まで
- 3 省令第6条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる図書とする。
- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
- 4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
(平11規則27・平12規則18・平16規則16・平19規則34・平20規則13・平21規則7・平28規則25・平30規則25・令元規則1・令2規則4・令7規則15・一部改正)
(建築設備等の廃止、休止又は復活届)
- 第10条 前条第1項若しくは法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める特定建築設備等又は工作物を廃止し、休止し、又は復活した場合においては、建築設備等の廃止・休止・復活届を市長に提出しなければならない。
(平16規則16・平28規則25・一部改正)
(建築主等の変更届)
- 第11条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を行い、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者(以下この条において「建築主等」という。)に変更があった場合においては建築主等変更届を、建築主等、設計者及び建築設備に関し意見を聴いた者の住所又は氏名に変更があった場合においては建築主住所等変更届を、その変更の日から3日以内に、確認済証を添えて建築主事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法、政令又は省令の規定による許可を受けた建築物について準用する。この場合において、前項中「確認済証を添えて建築主事に」とあるのは「許可通知書を添えて市長に」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、法、政令又は省令の規定による認定を受けた建築物について準用する。この場合において、第1項中「確認済証を添えて建築主事に」とあるのは「認定通知書を添えて市長に」と読み替えるものとする。

(平11規則27・平16規則16・平28規則25・令元規則1・一部改正)

(工事取りやめ届)

- 第12条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、又は法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を行い、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめる場合においては、遅滞なく建築工事等取りやめ届に確認済証を添えて建築主事に届け出なければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(平16規則16・全改、平28規則25・令元規則1・一部改正)

(確認申請等の取下げ届)

- 第12条の2 確認申請等の申請又は通知をした者が、当該申請又は通知を取り下げるときは、遅滞なく確認申請等の取下げ届を建築主事に届け出なければならない。

- 2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(平16規則16・追加、平28規則25・一部改正)

(防火壁等の設置を要しない建築物の認定申請)

- 第13条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により市長の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏の防火構造不要認定申請書の正本及び副本に申請の理由書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 周囲(建築物から約30メートルの範囲をいう。)の建築物等の用途別現況図
- (3) 配置図
- (4) 平面図

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、認定したときはその申請書の副本の通知欄に所要の記載をして、認定をしないときは文書にその理由を記載して、当該申請者に交付するものとする。

(平11規則27・平16規則16・一部改正)

(し尿浄化槽を設ける区域のうち、衛生上特に支障があると認める区域の指定)

- 第14条 政令第32条第1項第1号の表に規定する市長が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、市の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域
- (2) 公共下水道管理者が、下水道法第4条第1項の規定により定める事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号の処理区域とすることを予定されている区域

(平16規則16・一部改正)

(事業計画のある道路の指定)

- 第15条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を受けようとする者は、事業計画のある道路の指定申出書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業の執行計画を示す図書
- (3) 前2号に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書

- 2 市長は、道路の指定をしたときは、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知するものとする。

(平16規則16・一部改正)

(道路の位置の指定の申請)

- 第16条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定(取消)申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図書、図面及び承諾書
- (2) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関する登記簿謄本
- (3) 承諾書により承諾した者に係る印鑑登録証明書
- (4) 前3号に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書

- 2 前項の規定により指定を受けようとする者は、次項に規定する届出までに、側溝その他の工作物により当該道路の位置の標示をしなければならない。
- 3 第1項の規定により指定を受けようとする者は、道路の築造が完了したときは、道路築造工事完了届を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。
- 4 道路の位置の指定の時期は、前項の完了検査後とする。
- 5 省令第10条第3項の規定による道路の位置の指定の通知は、第1項の申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(平16規則16・平19規則34・一部改正)

(道路の位置の指定の取消しの申請)

第17条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第1項に規定する手続を準用して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知するものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(私道の変更又は廃止の承認申請)

第18条 私道(法第42条第1項第3号又は同条第2項に該当するものをいう。以下この条において同じ。)を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の変更(廃止)承認申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図書及び承諾書
 - (2) 変更又は廃止をしようとする私道の敷地である土地の登記簿謄本
 - (3) 承諾書により承諾した者に係る印鑑登録証明書
 - (4) 前3号に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書
- 2 市長は、私道の変更又は廃止の承認をしたときは、その旨を公告し、かつ、その旨を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

(平16規則16・一部改正)

第19条 削除

(平19規則34)

(許可申請書に添付する図書)

第20条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 敷地の周辺の道路その他のあき地の状況を示した図面
 - イ 地籍図
 - ウ 申請地に係る土地の登記簿謄本
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物の構造種別図
 - ウ 地籍図
 - エ 申請地に係る土地の登記簿謄本
- (5) 法第47条ただし書の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図(敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。)
 - エ 周辺(敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。)の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区内の建築物にあつては、地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

- カ 地籍図
- キ 申請地に係る土地の登記簿謄本
- (7) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- (8) 法第44条第1項第2号、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第60条の2第1項第3号、法第60条の3第1項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の道路配置状況図
 - ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
 - エ 周辺の建築物の用途別現況図
 - オ 地籍図
 - カ 申請地に係る土地の登記簿謄本
- (9) 法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項又は法第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書
 - ウ 周辺の道路配置状況図
 - エ 周辺の建築物の用途別現況図
- 2 省令第10条の4第4項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。
 - (1) 申請の理由書
 - (2) 省令第3条に規定する図書
 - (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の建築物の用途別現況図
 - ウ 地籍図
 - エ 申請地に係る土地の登記簿謄本
 - (4) 法第88条第2項中法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- 3 市長は、前2項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
 (平11規則27・平16規則16・平19規則34・平21規則7・平28規則25・平30規則2・平30規則25・令元規則1・令5規則4・一部改正)
 (建蔽率の緩和)
- 第21条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの

- (2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前2号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル(間隔が一定しない場合にあつては、その平均値とする。以下この条において同じ。)以下の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(第4号及び前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地で、その面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの
- (8) 公園、広場、線路敷、川その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの

(平16規則16・平30規則2・一部改正)

(認定申請書に添付する図書)

第22条 省令第10条の4の2第1項に規定する市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第43条第2項第1号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 2面以上の断面図
 - カ 敷地の周辺の道路その他のあき地の状況を示した図面
 - キ 地籍図
 - ク 申請地に係る土地の登記簿謄本
- (2) 法第44条第1項第3号、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項又は法第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
 - ウ 付近見取図
 - エ 配置図
 - オ 各階平面図
 - カ 2面以上の立面図
 - キ 2面以上の断面図
 - ク 日影図(法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に限る。次号及び第5号において同じ。)
- (3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 断面図
 - カ 日影図
- (4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあつては、次に掲げる図書

- ア 付近見取図
 - イ 配置図(敷地面積及びあき地面積を明記したものとする。)
 - ウ 2面以上の立面図
 - エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
 - オ 日影図
 - カ 周辺の建築物の用途別現況図
- (5) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書(建築物と高架工作物との関係を明示したものとする。)
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 2面以上の立面図
 - エ 断面図
 - オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
 - カ 日影図
 - キ 周辺の建築物の用途別現況図
- (6) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 - イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書
 - ウ 付近見取図
 - エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図
 - オ 一団地の住宅施設の配置図(道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとする。)
 - カ 建築物の平面及び高さを示す図面
- (7) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
- (8) 政令第137条の12第11項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 2面以上の断面図
 - カ 敷地の周辺の道路その他のあき地の状況を示した図面
 - キ 地籍図
 - ク 申請地に係る土地の登記簿謄本
 - ケ 第2条第1項第4号に掲げる調書
- (9) 政令第137条の12第12項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 - イ 周辺の道路配置状況図
 - ウ 付近見取図
 - エ 配置図
 - オ 各階平面図
 - カ 2面以上の立面図
 - キ 2面以上の断面図
 - ク 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図面
 - ケ 周辺の建築物の用途別現況図
 - コ 地籍図
 - サ 申請地に係る土地の登記簿謄本

- シ 第2条第1項第4号に掲げる調書
- (10) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 第2条第1項第4号に掲げる調書

2 市長は、前項各号に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
 (平11規則27・全改、平16規則16・平19規則34・平20規則13・平21規則7・平28規則25・平30規則25・令5規則4・令6規則16・一部改正)

(建築基準条例に係る認定の申請)

第22条の2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の規定により、市が処理することとされた建築基準条例第4条ただし書、第4条の2ただし書及び第19条ただし書の規定に係る認定を受けようとする者は、認定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図
- (2) 敷地周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の認定申請書を受理した場合において、認定をしたときは、当該認定申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に通知するものとする。

(平16規則16・追加)

(積雪荷重の算定における垂直積雪量)

第23条 政令第86条第3項の規定により市長が規則で定める数値は、40センチメートルとする。

(平12規則18・追加)

(第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの制限の緩和に係る敷地内の空地等)

第24条 政令第130条の10第2項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、750平方メートルとする。

(平12規則18・旧第23条繰下・一部改正)

(道路斜線制限に係る後退距離の算定の特例)

第25条 政令第130条の12第5号の規定により市長が規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

(平12規則18・旧第24条繰下)

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の緩和)

第26条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、同条第1項の規定にかかわらず、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(政令第136条第3項ただし書の規定に基づく地域及び敷地面積の規模)

第27条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数値とする。

地域	敷地面積の規模
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	1,000平方メートル
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域	500平方メートル

(平30規則2・一部改正)

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の申請書に添付する図書)

第28条 省令第10条の16第1項第4号の規定により、法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 地籍図
 - (2) 申請区域内の土地の登記簿謄本
 - (3) 省令第10条の16第1項第3号の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
- 2 省令第10条の16第1項第4号の規定により、法第86条第3項又は第4項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。
- (1) 申請の理由書
 - (2) 地籍図
 - (3) 申請区域内の土地の登記簿謄本
 - (4) 省令第10条の16第1項第3号の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
 - (5) 用途地域図
 - (6) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - (7) 周辺の建物の用途別現況図
- 3 省令第10条の16第2項第3号の規定により、法第86条の2第1項の規定による認定の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。
- (1) 地籍図
 - (2) 申請区域内の土地の登記簿謄本
 - (3) 省令第10条の18の計画書の記載事項の変更の内容を示す図書
- 4 省令第10条の16第2項第3号の規定により、法第86条の2第3項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。
- (1) 申請の理由書
 - (2) 地籍図
 - (3) 申請区域内の土地の登記簿謄本
 - (4) 省令第10条の18の計画書の記載事項の変更の内容を示す図書
 - (5) 用途地域図
 - (6) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - (7) 周辺の建物の用途別現況図
- 5 省令第10条の16第3項第3号の規定により、法第86条の2第2項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。
- (1) 申請の理由書
 - (2) 地籍図
 - (3) 申請区域内の土地の登記簿謄本
 - (4) 省令第10条の16第3項第2号の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
 - (5) 省令第10条の18の計画書の記載事項の変更の内容を示す図書
 - (6) 用途地域図
 - (7) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - (8) 周辺の建物の用途別現況図
- 6 市長は、前各項に規定する図書のほか、必要と認められる図書の提出を求めることができる。

(平11規則27・全改、平16規則16・一部改正)

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請書に添付する図書)

第28条の2 省令第10条の21第1項第3号に規定する市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

- (1) 地籍図
 - (2) 申請区域内の土地の登記簿謄本
- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。
- (平11規則27・追加、平16規則16・一部改正)

(全体計画認定の申請)

第28条の3 省令第10条の23第6項の規定により、法第86条の8の規定による認定の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準を適用する場合にあっては、法第6条の3第4項又は法第18条第8項の規定による適合判定通知書とする。

- 2 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることができる。

(平28規則25・追加、令7規則9・一部改正)

(不適格建築物調書の提出)

第29条 法第86条の7又は法第86条の9の規定により政令第137条の2から政令第137条の17までに規定する範囲内の建築物の増築又は改築であつて、法第6条第1項の規定による建築確認又は法第18条第2項の規定による計画通知を要しないものをしようとする者は、不適格建築物調書を市長に2部提出しなければならない。

(平11規則27・平12規則18・平16規則16・平19規則34・平21規則7・平28規則25・一部改正)

(様式)

第30条 この規則の施行について必要な様式は、市長が別に定める。

(平16規則16・追加)

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平16規則16・旧第30条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、建築基準法施行細則(昭和37年兵庫県規則第92号)の規定によりされた申請その他の手続については、この規則の相当規定によりされた申請その他の手続とみなす。

付 則(平成11年規則第27号)

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

付 則(平成12年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成12年規則第18号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則(平成16年規則第16号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条第1項第9号及び第22条第1項第1号の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第19号)の施行の日

(2) 第19条の改正規定 平成22年4月1日

付 則(平成20年規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成28年規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号。以下「改正省令」という。)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する改正省令第1条の規定による改正後の省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 改正省令附則第2条第4項の小荷物専用昇降機 毎年の法第7条第5項又は第7条の2第5項(いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前から当該応ずる日の属する月まで(省令第6条第1項各号に該当する場合においては、その直後の時期を除く。)

(2) 改正省令附則第2条第4項の防火設備 平成30年7月から同年10月まで

付 則(平成30年規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三田市建築基準法施行細則第8条及び第9条の規定は、施行日以後の報告について適用し、同日前の報告については、なお従前の例による。

付 則(令和2年規則第4号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和5年規則第4号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年規則第16号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

付 則(令和7年規則第9号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第28条の3第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(令和7年規則第15号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(令7規則15・追加)

調査項目		調査方法	判定基準
建築物の 内部	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下同じ。)又は戸(政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下同じ。)	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)の取付けの状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)又は触診により確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査又は同条第4項の規定に基づく点検(以下「定期検査等」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認すること
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。
		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸	目視等により確認する。ただし、常閉防火
			取付けが堅固でないこと。 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと 常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著

		(以下「常閉防火設備等」という。)の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	
		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	
		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	
	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。	
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。

			る。	
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

備考 この表における定期調査等の対象とする常閉防火扉は、各階の主要なものに限るものとする。

付 則(令和8年規則第2号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。